

養父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、養父市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、養父市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌のカバー等を広告媒体として民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）に提供し、雑誌スポンサーが当該雑誌の購入費を負担することにより、図書館雑誌資料の充実を図るとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入代金を負担し、図書館は、提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を雑誌コーナーに配架するとともに、最新号のカバー表面に雑誌スポンサー名を、裏面に雑誌スポンサーの広告を表示し、図書館利用者の閲覧に供する。

2 提供雑誌の所有権は、図書館に帰属し、保存その他の取扱いについては図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、個人の事業者、公共的団体又はこれに類するものとする。ただし、養父市広告掲載基準第4条に該当する場合は、雑誌スポンサーになることができない。雑誌スポンサー決定後において該当するに至った場合も同様とする。

(提供雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、提供雑誌を図書館があらかじめ指定する雑誌リストから選定する。ただし、雑誌リストに掲載されていない雑誌を希望する場合は、図書館との協議により選定することとする。

(申込み及び受付)

第6条 雑誌スポンサーの申込み及び受付は、随時とする。

2 雑誌スポンサーになろうとする者（以下「申込者」という。）は、養父市立

図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、提出するものとする。なお、同一の雑誌について複数の申込みがあった場合は先着順とする。

（承認及び覚書の締結）

第7条 市長は、雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、養父市広告掲載要綱（平成19年養父市告示第24号）及び養父市広告掲載基準に基づき雑誌スポンサー及び広告の内容を審査し、その結果を養父市立図書館雑誌スポンサー申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

2 前項の規定により、承認することとした場合は、雑誌スポンサーとの間で覚書（様式第3号）を締結するものとする。

（広告の規格等）

第8条 広告の規格・表示方法は、次のとおりとする。

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、次の規格により雑誌スポンサーの名称等を表示する。

ア 表示の大きさ 縦4センチ以内、横13センチ以内

イ 貼付位置 最新号カバーの表面下部

(2) 雑誌カバーの裏面及び配架する雑誌架に掲示する広告の規格は次のとおりとし、雑誌スポンサーが作成する。

ア 雑誌カバー裏面 最大で雑誌カバーの裏面と同じサイズ（片面印刷）

イ 雑誌架 A5版横

2 雑誌スポンサーが広告内容の変更を希望する場合は、申込書に広告案を添えて提出するものとし、その都度、広告内容を審査するものとする。

3 提供雑誌の配架位置は、図書館が指定する。

（広告の期間）

第9条 広告の期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの場合は、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに市又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（費用負担）

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を全額負担し、当該雑誌の納入業者に

直接支払うものとする。支払いは一括前払いとし、価格変動等により代金に過不足が生じた場合は、雑誌スポンサーと納入業者との協議により清算するものとする。

(雑誌スポンサーの責任等)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

養父市立図書館雑誌スポンサー申込書（新規・継続・変更）

養父市長 様

住 所

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

担当者氏名

養父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、広告の内容等に関する責任は、当方が負うものとし、第三者から広告に関連して損害賠償請求があったときは、当方の責任及び負担において、誠実に解決します。

記

1 提供希望雑誌

2 提供先館

本館 大屋分館 養父分館 関宮分館

3 提供希望期間（新規・継続・変更）

年 月 ～ 年 3月

※添付書類 ・企業、商店その他の団体の定款、規約等設立の目的がわかる書類
・広告内容の実物案

養父市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（新規・継続・変更）

様

養父市長



養父市立図書館雑誌スポンサーとして、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
掲載しない
理由
- 2 提供雑誌
- 3 提供先館 本館 大屋分館 養父分館 関宮分館
- 4 提供期間 年 月 ～ 年 3月
- 5 広告内容 別紙のとおり

備考

- 1 ご寄贈いただきました雑誌の取扱い（配架の位置、保存、廃棄など）は図書館が決定します。
- 2 雑誌スポンサーとなる期間は、支払い完了月から当該年度末までとし、年度途中からも可とします。
- 3 雑誌の納入業者への支払いは一括先払いとします。支払い方法は納入業者とご相談ください。口座振込みの場合、振込み手数料は雑誌スポンサーの負担となります。
- 4 雑誌の価格変動等によって差額分が発生する場合があります。納入業者と協議の上、調整してください。
- 5 雑誌スポンサーの打ち切り、他誌への切替えなどについては、期間満了の2か月前までに、図書館と協議してください。
- 6 期間満了の2か月前までに市又は雑誌スポンサーいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後においても同様とします。

覚 書

養父市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、養父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 乙は、養父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項に基づき以下の雑誌を提供する。

	提供雑誌名	提供先図書館名	提供期間
1			
2			

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、提供雑誌の最新号の雑誌カバー及び雑誌架に乙の広告物を掲示するものとする。

2 乙は、広告物の内容については事前に甲の審査を受けるものとする。

（提供期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は、原則として1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から解約の意思表示がない場合は、従前と同じ条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払い等）

第4条 乙は、提供雑誌の代金を納入業者へ直接支払うものとする。

2 支払いは一括先払いとする。価格変動等により差額分が発生する場合は、乙が納入業者と協議の上、調整するものとする。

3 振込み手数料等支払いに要する経費は乙が負担する。

（雑誌スポンサーの責務）

第5条 乙は、広告物の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告物掲示の権利を譲渡又は転貸してはならない。

3 乙は、広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告物の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。

4 第三者から広告物に関連する苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第6条 本覚書及び養父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 所在地 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地
名 称 養 父 市
代 表 者 養父市長

印

乙 所在地
名 称
代 表 者

印